

平成 20 年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

宇都宮市男女共同参画審議会
会長 山口 哲子

(仮称) 第 2 次宇都宮市男女共同参画行動計画について (意見)

平成 19 年 9 月 3 日付 宮男女共第 87 号をもって諮問のあった (仮称) 第

2 次宇都宮市男女共同参画行動計画について、別紙のとおり意見を述べます。

(仮称) 第2次宇都宮市男女共同参画行動計画

意見書(案)

平成20年 月 日

宇都宮市男女共同参画審議会

1 意見書の提出にあたって

当審議会は、市が平成16年2月に策定した「宇都宮市男女共同参画行動計画」を改定するにあたり、市長からの諮問に応じ、専門的な見地から意見を提言するものである。

当審議会は、平成19年9月3日の第1回の会議以降、5回の会議を開催し、さまざまな議論を重ねてきたところである。

少子高齢化、人口減少時代の到来、国際化、高度情報化など社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応し、活力ある社会を築いていくためには、社会のあらゆる分野に男女がともに参画する男女共同参画社会の実現が求められている。

宇都宮市では、これまで「宇都宮市男女共同参画行動計画」に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、依然として男女間の不平等感が存在しており、また、仕事と生活の調和が図れない状況があるなど、新たな課題も生じている。

新しい「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するにあたっては、課題に適切に対応しつつ、宇都宮市の実情に即した独自性のある計画とする必要がある。

当審議会では、このような基本的認識のもとに、この意見書をまとめたところである。市においては、第2次宇都宮市男女共同参画行動計画を策定するにあたり、この意見書の趣旨を十分に反映させるとともに、計画の推進にあたっては、この計画が本市の男女共同参画施策の指針となることを念頭において、市民、事業者、教育関係者と市が協力・連携しながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進することを期待するものである。

2 対応すべき課題について

(1) 男女共同参画意識づくり

現行計画において、男女共同参画意識の啓発に努めてきたところであるが、依然として社会全体で男性優遇と感じる市民が多いことから、更なる意識の醸成に努める必要がある。特に、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識づくりについては、市民のニーズも高く、一層の取組が必要である。

(2) 仕事と生活の調和

平成 15 年の次世代育成支援対策推進法の施行や平成 17 年の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の一部改正などにより、国をあげて次世代育成と労働環境の整備に取り組んでいるところである。

こうした中で、男性も女性も希望に沿って仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境を整える必要がある。

また、宇都宮市においては、市民を対象とした意識調査から、多くの男性が、仕事が忙しく家庭生活や社会的活動に参加したくてもできない状況にあることや、再就職型の働き方を望む女性の割合が全国調査の水準を上回るなどの現状が明らかになった。

こうしたことから、特に、働き方の見直し、仕事と家庭の両立支援、女性の再就職支援に重点的に取り組む必要がある。

(3) 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

女性に対する暴力や男女の健康など、男女共同参画の視点にたった人権の尊重を図ることが重要である。

過去5年間のうちに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が2度にわたり改正され、被害者の自立支援の明確化や配偶者からの暴力被害者に対する市町村の支援強化が明記された。

宇都宮市においても、意識調査から、過去2年間に女性の10人に1人以上が配偶者からの暴力を受けた経験があるということが明らかになった。

こうしたことから、特に、宇都宮市における配偶者からの暴力被害者の状況を十分検証したうえで、配偶者からの暴力被害者の総合的な支援を強化する必要がある。

第2次宇都宮市男女共同参画行動計画においては、これらの課題を解決し、男女がともに人権を尊重し、それぞれの能力を十分に発揮できる社会を実現するため、より分かりやすく明確な行動計画を策定し、着実に推進していく必要がある。

3 施策・事業の方向性について

(1) 男女共同参画の意識づくりについて

男女共同参画についての理解を深めるためには、啓発だけでなく学習機会の提供が必要である。

(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進について

男女共同参画意識において、次代の子どもたちに正の連鎖を起こさせなければならない。そのためにも、若い頃からの人権教育が必要である。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組について

- ワーク・ライフ・バランスは、事業者が意識を変えないと進まない。事業者への働きかけを積極的に行う必要がある。
- 男性の働き方を見直すという視点も大事であり、男性の意識の啓発はこれからの大きな課題になると思われる。
- 女性の能力開発および活用の促進という側面からも、女性の多様なチャレンジへの支援を行う必要がある。

(4) 女性に対する暴力根絶への取組について

- 女性に対する暴力発生 の根底に人権意識の希薄さがある。特に、暴力の未然防止の観点から、人権感覚の醸成を基本に若者への意識啓発や学習機会の提供に取り組む必要がある。
- 配偶者からの暴力（DV）を受けていても相談に行けない人が多くいるという現状から、配偶者からの暴力相談窓口を明確化するとともに、相談後のきめ細かな支援を行う必要がある。なお、配偶者からの暴力被害者の相談から自立支援まで、一貫した支援が行える体制を整備することが望ましい。

(5) 男女の生涯にわたる健康づくりについて

市民意識調査の結果からも、特に男性（夫）に対し、女性（妻）の健康についての理解を求めていく必要がある。

4 推進について

第2次宇都宮市男女共同参画行動計画の推進にあたっては、市民が主体的に取り組み、市民と市が一体的に推進していく必要がある。特に、事業者の取組を強化しなければ、ワーク・ライフ・バランスは実現されない。市民との協働という観点からも、当審議会も推進に力を尽くしていく。

また、毎年、年次報告書を作成し計画の進行管理を行い、成果指標の目標達成を目指し計画を着実に推進すること。

5 その他

男女共同参画推進の計画は、多方面にわたるため、市民に対するアピール性に欠けることがある。そのため、その言葉だけで目指す姿がわかるようなスローガンを付し、周知することで、宇都宮市の独自性を打ち出すべきである。